

## 令和5年度採用活動力向上に向けた支援業務に係る企画提案仕様書

### 1 業務名

令和5年度採用活動力向上に向けた支援業務

### 2 業務の目的

採用活動におけるデジタル化を推進し、採用力の向上を図ることを目的とする。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 「採用活動におけるデジタル化実践セミナー」の開催

##### ア 内容

採用活動におけるデジタル化推進に向け、採用活動に直結する実践方法などを具体的に伝える。

※テーマや講師、詳細な内容については、県と協議の上で決定する。

##### イ 要件

###### (ア) 開催方法

会場を設けて対面式のセミナーを6回開催する。

###### (イ) 対象者

県内企業等の経営者、人事担当者

###### (ウ) 開催時期

令和5年7月～令和5年11月

###### (エ) 開催場所及び回数

対面式：青森市、弘前市、八戸市 各2回

###### (オ) 参加者数

各回30名程度

※ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、各会場の収容率等を考慮し、県と協議の上で設定すること。

###### (カ) その他

実施に当たっては、会場内での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底すること。

##### ウ 事前準備

###### (ア) 業務計画の作成

スケジュール、実施体制等を作成し、青森県商工労働部労政・能力開発課に提出して承認を受けること。

###### (イ) 広報及び参加者の募集

参加者確保のため、十分な広報を行うとともに、県と連携し、企業等へ効果的に周知すること。

###### (ウ) 受講申込受付

適切な媒体を使って、申込受付を行うこと。

(エ) 講師等との各種調整

内容の調整、スケジュール調整など

なお、講師と調整した内容については、青森県商工労働部労政・能力開発課に報告すること。

エ セミナー開催時

(ア) 会場設営及び撤去

(イ) 参加者の受付、案内・誘導

(ウ) 司会・進行

(エ) セミナーに必要な備品、資料等の準備及び環境の構築

(オ) セミナー中の講師及び参加者のサポート

(2) アンケート調査

ア 「採用活動におけるデジタル化実践セミナー」終了後、その都度参加者を対象にアンケート調査を実施すること。

イ アンケート結果の集計を行い、青森県商工労働部労政・能力開発課に報告すること。

#### 4 業務報告

本業務の実施にあたっては、県に対して随時報告を行い、評価・指導を受け、円滑な事業の実施に努めること。

(1) 報告

ア 事業実施の経過や実績、成果等を記載した事業報告書を日本産業規格 A 4 任意様式にて作成し、事業完了時に紙及び電子媒体で提出すること。

イ 重要案件等については、随時報告すること。

(2) 進捗状況の確認等

提案があった事業計画により、県と随時打合せを行いながら情報を共有し、円滑に事業を実施すること。

なお、提案があった事業計画が未達成で受注者の積極的な改善が図られなかったと県が判断した場合には、委託料を減額することがある。

#### 5 対象経費

(1) 「採用活動におけるデジタル化実践セミナー」の開催に係る経費（使用料、印刷費、広告費、通信運搬費、講師謝金、旅費、消耗品等の経費）

(2) 委託業務に従事する者の人件費

(3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の 10%以内の額とする。）

(4) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・飲食代・その他事業と関連性が認められない経費

## 6 その他

### (1) 個人情報の取り扱い

受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (2) 暴力団の排除

受注者は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

### (3) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

### (4) 権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受注者から県に移転するものとする。

### (5) 県への報告及び関連機関との連携

受注者は、事業の実施状況について適宜青森県商工労働部労政・能力開発課に報告すること。なお、事業の実施にあたっては、県内関係機関と連携を図るものとする。

### (6) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等、計画通りの実施が困難となった場合、その代替案等について、青森県商工労働部労政・能力開発課と協議の上、決定するものとする。

### (7) その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、青森県商工労働部労政・能力開発課と協議して決定するものとする。